

除染の適正化について

除染手抜き工事の報道
(朝日1/4 手抜き除染横行等)



○このような指摘を受けたことは誠に遺憾
○事実関係の確認とその結果を踏まえた厳正な対応

除染適正化推進本部を省内に設置(石原大臣指示に基づき設置)

本部長：井上副大臣 副本部長：秋野大臣政務官、事務次官
部員：水・大気環境局長、除染担当審議官、福島除染推進チーム長、福島環境再生事務所長 ほか

事実関係確認等のための調査

- ・井上副大臣から事業者へ指示(1/8)
- ・井上副大臣・秋野政務官の現場視察(1/9)
- ・福島事務所による事業者ヒアリングと報告書提出指示(1/7)
- ・特定できた場所の現地確認
- ・コンタクト可能な通報者・作業員への聞きとり 等

※復興推進会議での総理指示(検証・再発防止策の1/18までのまとめ)、除染・復興加速のためのタスクフォース(1/11)への報告

1/18 除染適正化プログラムの決定

【調査結果と今般の事案への対応】

○単純集計で28件の不適正事案に係る報告(同一事案と思われるものをまとめると19件)

- ・事業者が通報内容を認めた事案で改善指示したもの2件
 - ✓ 檜葉町: 住宅除染におけるベランダ高圧洗浄の排水処理
 - ✓ 飯舘村: 郵便局高圧洗浄における排水処理
- ・調査により発見した事案で改善指示したもの1件
 - ✓ 田村市: 草木等が川岸に堆積されていた事案
- ・その他適切な措置を講ずるよう指導したもの2件

※環境省の対応に関する調査(除染担当部局の職員に対するアンケート調査、コールセンター等に寄せられた電話等の件数調査等)も実施

除染適正化プログラムのポイント

不適正な除染への対応

事業者の施工責任の徹底

- ・責任施工の貫徹のための体制の確立
- ・厳格な処分の実施(政府全体での指名停止)
- ・抜き打ち的検査の強化
- ・除染適正化推進委員会(仮称)の設置

等

幅広い管理の仕組みの構築

- ・地元自治体との連携による状況確認や情報交換
- ・住民に対する除染実施情報(時間・場所等)提供
- ・第三者を活用した効果的なモニタリング

等

環境省の体制強化

- ・監督体制の抜本的強化(監督職員等の増加)
- ・不適正除染110番(仮称)の新設
- ・通報等を一元管理する仕組み

等

施工体制・施工管理の不備 不適正な行為の抑止

- ・事業者の体制整備、意識向上が必要
- ・不適正行為に対する抑止力が必要
- ・発注意図と現場管理の齟齬

地元・第三者目線の不足

- ・地元における除染効果への不安感
- ・モニタリングの専門性・客観性・透明性の向上が必要

環境省の対応体制の不足

- ・広範で多様な地域で実施する除染作業の実効性を担保する体制が必要
- ・通報の受付・処理体制が整備途上

除染の信頼性向上・除染のさらなる加速化